

○令和6年度滋賀支部の収支

	収 入					
	保険料収入		その他収入			計
		一般分		債権回収 以外	債権回収	
全国計	10,648,967	10,647,587	33,879	19,171	14,708	10,682,846
滋 賀	88,668	88,657	294	161	133	88,962

(百万円)

	支 出																
	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)						現金給付費等 (国庫補助等 を除く)	前期高齢者 給付金等 (国庫補助 を除く)	業務経費 (国庫補助 を除く)	一般管理費 (国庫負担 を除く)	その他支出	令和4年 度の収支 差の精算	令和4年度のインセンティブ			計	
	医療給付費 (国庫補助を 除く) (A)－(B)	医療給付費 (国庫補助 を除く) (A)	災害特例分(B)		年齢調整額	所得調整額							加算額	減算額			
			令和4年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)													
全国計	5,679,966	5,679,966	5,682,023	348	1,709	－	－	543,002	3,497,060	187,056	63,275	53,909	－	－	10,126	▲10,126	10,024,267
滋 賀	47,074	47,792	47,792			830	▲1,547	4,572	29,447	1,575	533	454	176	87	87	0	83,918

	収支差		
	計		
		全国平均	地域差分
全国計	658,579	658,579	－
滋 賀	5,044	5,545	▲502

(注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和6年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和4年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。

また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

5. 「令和4年度の収支差の精算」は、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 「インセンティブ」は、令和4年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。

7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

○令和6年度の滋賀支部収支差(地域差分)の保険料率換算

※ 保険料率換算は、令和6年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。

	支部別収支差 (地域差分) (a)	総報酬額 (6年度実績) (b)	保険料率換算 (a)/(b)*100
	百万円	百万円	%
滋 賀	▲502	896,426	▲0.06

(注)

・令和8年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

・令和8年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和6年度の支部の収支差(地域差分)を令和8年度の総報酬額の見込額で除したもになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和6年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。

↓
0.06%の引き上げ相当